

「IP ネットワーク設備委員会報告（案）」に寄せられた御意見及び
IP ネットワーク設備委員会の考え方（案）

意見提出者一覧（計 4 件）

○電気通信事業者等

	意見提出者（提出順）	代表者氏名等	
1	KVH株式会社	代表取締役社長	鈴木 みゆき
2	ソフトバンクモバイル株式会社	代表取締役社長兼CEO	孫 正義
	ソフトバンクテレコム株式会社	代表取締役社長CEO	孫 正義
	ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長兼CEO	孫 正義
3	社団法人テレコムサービス協会 技術・サービス委員会	委員長	加藤 義文

○個人 1名

御意見	委員会の考え方（案）
<p>貴案「2.2.3 IPテレビ電話の品質」には、「将来に向けては、映像メディアの品質を定量的に評価するための品質尺度および評価法に関するITU-T等の標準化の進捗状況や当該サービスの普及状況に応じて、必要な課題を明確化しながら検討を行うことが望ましい」と述べられましたが、IP テレビ電話サービスは、遠隔医療診断、国際会議、特許権訴訟事件裁判、科学技術教育などに実用化が急速に進み、関連発明の特許公開も相次いでおりますから、「必要な課題に即応して迅速に検討し、ITU-Tの標準化を促進することが必要である。」とされたく、要望申し上げます。</p> <p>（理由）</p> <p>1. IP テレビ電話は、Internet Protocol によって、PC Internet-TV、Cell Phone-TVを融合する機能を有し、貴案「第3章 コンテンツ配信サービス」において掲げられた各配信モデルの全てに、その技術が活用されると考えられます。従って、そのITU-T標準化は、国際電気通信連合の勧告を、ITUパテントポリシーの弾力的運用および「いわゆるファミリーコンセプト」の弾力的受容によって早期に達成されるよう、ITUのわが国主務省として総務省の牽引を要望申し上げます。</p> <p>2. IP テレビ電話サービスに関する最近の特許公開事例も、下記付記のように活発であり、上記国際標準に立脚する独自の創造（差別化）によって、わが国IP テレビ電話サービスの製品・技術・サービスが、知的財産権を基盤とする国際優位を確立することを、貴案の表現に含意されたいと存じます。</p>	<p>当委員会は、ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件を審議しており、条件の国際的な整合性等の視点から、ITU-T 等における標準化の議論等を踏まえつつ、電気通信設備の技術的条件を検討しているところです。</p> <p>ITU-T における標準化の促進方策については、当委員会の直接的な検討対象ではありませんが、一般論として、サービスの実用化をにらんだ早期標準化の促進は望ましいと考えられます。</p> <p>当該箇所については、技術基準の検討の視点から、「なお、将来に向けては、映像メディアの品質を定量的に評価するための品質尺度および評価法に関するITU-T等の標準化の進捗状況や当該サービスの普及状況に応じて、必要な課題を明確化しながら検討を行うことが望ましい。また、課題に即応したITU-Tにおける早期標準化の促進が期待される。」と修正いたします。</p>

<p>付記（今年初計画のIP テレビ電話サービス関係特許公開例）</p> <p>2-1 テレビ電話装置およびプログラム（株式会社カシオ日立モバイルコミュニケーション）（特許公開日2008-2-7）</p> <p>2-2 通信サービス選択システムおよび携帯端末（日本電気株式会社）（特許公開日2008-1-31）</p> <p>2-3 テレビ電話システム（沖電気工業株式会社）（特許公開日2008-1-31）</p> <p>2-4 音声・映像通信制御装置・放送受信端末（株式会社東芝）（特許公開日2008-1-17）</p> <p>「IPネットワークを利用したテレビ電話サービスのユーザーの操作および利便性を向上する制御装置を提供する。」</p> <p>2-5 テレビ電話着信方法およびプログラム（キャノン株式会社）（特許公開日2008-1-10）</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>事業用電気通信設備規則第35条の2の2（異なる電気通信番号の送信の防止）に規定されております「ただし、他の利用者に対し、発信元を誤認されるおそれのない場合」について明確化を図っていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【KVH株式会社】</p>	<p>発信者番号偽装対策については、0AB~J IP電話に利用する電気通信設備に対する技術的条件として、情報通信審議会一部答申（平成19年1月24日）を受け、本年4月1日施行の改正事業用電気通信設備規則に規定されています。050 IP電話等に関しては、0AB~J IP電話に対する考え方を踏襲するものとして、本委員会報告にとりまとめ</p>

	<p>たものです。よって、発信者番号偽装対策の要件については、技術基準として制度化する手続きにおいて、可能な限り明確化を図ることが望ましいと考えます。</p> <p>「ただし、他の利用者に対し、発信元を誤認されるおそれのない場合」については、代表者番号を送信する場合、0120 番号の着信課金等、特殊なサービスの電気通信番号を利用する場合は該当するとされておりますが、その他のサービスについては、今後、制度改正を行う際に、以下の点に留意し、明確化することが適当であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)電気通信番号の役割（地理的識別、品質識別、サービス形態の識別及び社会的信頼性の識別）の観点から問題ないこと。 (2)発信者番号通知を受けた者が当該番号へ発信した場合に、発信者に着信することを確認すること。
<p>第7章 050-IP 電話等の基本的事項に関する技術的条件</p> <p>②ふくそうの発生及び波及を抑止するための端末の機能</p> <p>ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会でも「PSTNとIP（光）網の共存はコストが</p>	<p>報告書P9（2.2.2 ふくそうの発生及び波及を抑止するための端末の機能）に、「これらの機能については、標準化を図る等しながら、端末への機能実装の普及促進を図</p>

<p>膨大となり、NTT東西においては、可能な限り早急にPSTNからIP網への移行計画が公表されることが望まれる」とされ、将来はPSTN網に存在するADSL（050IP）サービスの縮小が予測されています。</p> <p>そのため、既存050端末への実装は、0AB-J IP端末の実装（標準化や普及促進等）状況やPSTNからIP網への移行計画等を考慮してから検討するべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンクモバイル株式会社、 ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクBB株式会社】</p>	<p>ることが適当である。今後、端末の接続形態の多様化により、機能の実現方法等について新たに課題が生じる場合は、個別の形態に対応した検討を行うことが望ましい。」と記載しています。技術基準として制度化に当たっては、標準化の状況や、実現に向けた課題に応じた検討が必要なものと考えます。</p>
<p>050番号を用いるIP電話等</p> <p>050-IP電話に関わる課題に対し、技術的条件及び標準化等の方向性が明確化されており、本報告書案に賛同します。</p> <p>特に、「発信者番号偽装対策」については、広く普及している050-IP電話サービスをより安全安心に利用できる様、本機能の技術基準化の早期実施が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>本報告案に賛同される御意見として承ります。</p>